

いじめ防止基本方針

令和2年4月

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)が公布され、平成25年10月11日には、国の「いじめ防止のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という)が策定された。さらに、平成26年7月には、福島県においても「福島県いじめ防止基本方針」(以下「県の基本方針」という)が策定されるなど、いじめの防止等(いじめの防止や早期発見、対処をいう)に関する取組が喫緊の課題となっている。

下郷中学校いじめ防止基本方針(以下「本方針」という)は、こうした「法」「国の基本方針」「県の基本方針」に則り、本校生徒の尊厳を保持するという目的のもと、いじめ防止等のための対策の方針をまとめたものである。

1. 基本理念(いじめに対する姿勢)

- (1) いじめがどの生徒にも起こりうるものであるという認識に基づき、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させる。また他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら、これを放置することがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を育て、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策を充実させるにあたり、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であると認識し、県・町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に取り組む。

2. いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

いじめとは、法の第2条において、次のように定義されている。

第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本方針においてもこの定義を踏襲し、いじめとは、当該生徒との一定の人間関係にある生徒によって行われる、心理的又は物理的な影響を与える行為のことであり、当該生徒が苦痛を感じているものをいうこととする。

また、いじめに当たるか否かの判断にあたっては、次の4点を踏まえて行う。

- 1) いじめられた生徒の立場に立つこと。
- 2) いじめられている本人が否定する場合も、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈することのないように努めること。
- 3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条「学校におけるいじめの防止の対策のための組織」を活用すること。
- 4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心の苦痛に至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

なお、具体的ないじめの様態として、以下のことがあげられる。

①言葉による暴力・からかい

- ・身体や動作等について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・本人の嫌がる(気にしている)あだ名で呼ばれる。
- ・存在を否定される。

②仲間外れ・無視

- ・対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・グループやチームに入れてもらえない。
- ・席を故意に離される。

③身体的な被害

- ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられる。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・遊びと称して技をかけられる。

④物的(金品)な被害

- ・恐喝、たかり、売りつけられる、借りたまま返さない。
- ・持ち物が盗まれる、隠される、落書きされる、捨てられる。
- ・靴や持ち物に画鋲やごみを入れられる。

⑤強制的な被害

- ・恥ずかしい事をさせられる、衣服を脱がされる、髪を切られる。
- ・使い走り、万引きの強要、荷物持ち

⑥インターネット等による誹謗中傷

- ・ブログや掲示板で誹謗中傷に関する情報を掲載される。
- ・いたずらや脅迫メールを送り付けられる。
- ・SNSのグループ等から故意に外される。

3. いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため次の組織を設ける。

(1) 組織の名称

- ①「いじめ対策委員会」 時間割上に位置づけ毎週1回実施
- ②「いじめ防止対策会議」 不定期に実施

(2) 構成

①いじめ対策委員会

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年生徒指導担当・S C・S S W

②いじめ防止対策会議

全教職員

(3) 役割

①本方針に基づく取組みの実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめの疑いに対する情報や、問題行動に係る情報の収集・記録・共有

④組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、事実関係聴取等）

⑤町内小学校等の他校との連携・情報共有の窓口

4. いじめの未然防止のための取組み

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力と素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じ、道徳教育及び体験的活動等の充実を図る。
- (2) 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- (3) 教職員に対し、いじめ防止等のための研修を実施し、その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- (4) 保護者及び地域に対し、本方針及び取組みについての理解を図る。

5. いじめの早期発見のための取組み

- (1) 教育相談体制を整備するとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては適切に扱う。
- (2) 教育相談週間や定期的な生活アンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- (3) 生徒に関する情報については教員間で共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

6. いじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無を確認するとともに、生徒指導主事を経由し、その結果を校長に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発防止のため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得て、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (3) いじめを見ていたり、同調していたりする生徒に対しても、自分たちの問題として捉えさせるため、いじめを受けた者の立場になってその辛さや悔しさについて考えさせるとともに、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通し、行動の変容につなげる。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる（判断される）場合は、警察署と連携してこれを対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し適切に支援を求める。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴取等の調査、生徒が被害に遭った場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて警察署等、外部機関と連携して対応する。

7. 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時
 - ・生徒が自殺した場合、自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な損害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる時

なお、相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に調査を進める。
- ③生徒の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、町教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有する者その他、第三者からなる組織を設け調査する。
- ②重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を共有する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 調査の実施にあたっては、重大事態に至る原因となつたいじめ行為が、
 - ・いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか。
 - ・いじめを生んだ背景（人間関係等）はどのような状況か。
 - ・学校、教職員がどのように対応したか。

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

①いじめられた生徒からの聴取が可能な場合

- ・いじめられた生徒から十分に聞き取る。
- ・在校生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う、その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- ・いじめた生徒に事実確認とともに、指導を行い、以後のいじめ行為をやめさせる。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえ、関係機関と適切に連携して対応にあたる。

②入院など、当該生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査する。

【生徒の自殺が起こった場合】

自殺の背景調査を実施する。亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ①背景調査にあたり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望、意見を十分に聴取するとともに、可能な限り丁寧に説明を行う。
- ②在校生及び保護者に対しても、可能な限り丁寧な説明を行う。
- ③遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うにあたり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方調査結果の公表に関する方針などについて、可能な限り丁寧に説明を行う。
- ⑤背景調査においては、可能な限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、特定の資料や情報のみに依拠することなく、それらの信頼性の吟味も含めて、客観的・総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

8. 報道機関への対応

(1) 対応の基本方針

- ①窓口を一本化する。
- ②町教育委員会との連携を図り、助言、支援を要請する。
- ③明確な回答と公平な対応をする。

・誠意ある対応

- ・正確な情報公開
 - ・提供しない（できない）情報の明確化
 - ・どの機関に対しても公平な対応
- ④記録を蓄積する。
- ・社名、記者名、取材意図、取材内容、回答内容等

(2) マスコミ対応の流れ

- ①町教育委員会と協議・連携し、対応の方針を決定する。
- ・緊急記者会見か個別対応か
 - ・共同記者会見か単独記者会見か
 - ・対応窓口
 - ・公表内容と非公表内容の確認
- ②学校に求められている説明責任を果たす。
- ・予測できなかったか（前兆を見逃していないか）
 - ・予防策を立てていたか
 - ・危機管理体制は整っていたか
- ③マスコミの取材から生徒を守る体制づくり。

(3) 記者会見の設定（取材要請が多い場合）

- ①町教育委員会と協議・連携し、対応する。
- ・教育活動に支障が生じる場合は、取材の自粛要請
 - ・取材場所、時間、撮影禁止等の指定
 - ・公表内容と非公表内容の区別
- ②学校側から主体的に誠意ある対応をする
- ・正確で客観的な情報を積極的に公開する姿勢
 - ・隠蔽、責任逃れといった印象を与えない配慮
 - ・背景や原因についての慎重な発言

9. 年間計画

月	学校行事	実態調査等	校内研修計画	会議等	評価計画
4	職員会議 保護者会 (PTA総会)	学校生活アンケート①	研修I 「未然防止と早期発見」	生徒指導協議会 いじめ防止対策会議①	計画、目標の作成と提示 アンケート集計結果の精査
5		家庭訪問(確認)			
6	全体講話 「情報モラル」	学校生活アンケート②			アンケート集計結果の精査
7	保護者会 職員会議		研修II 「長期休業明けの自死防止」		
8	職員会議			いじめ防止対策会議②	
9		学校生活アンケート③			アンケート集計結果の精査
10					中間評価 (学校評価)
11		学校生活アンケート④ 教育相談 (三者面談)			アンケート集計結果の精査
12					
1	職員会議	学校生活アンケート⑤		いじめ防止対策会議③	アンケート集計結果の精査
2	保護者会 (PTA総会)				
3					

10. 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせて、いじめ防止の取組みについて評価を行う。評価方法は教職員自己評価、生徒アンケート、保護者アンケートとする。
- (2) 評価結果、アンケート集計結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

資料1. 報告書

平成 年 月 日

下郷町教育委員会教育長様

下郷町立下郷中学校長 小林 稔

いじめが原因と疑われる重大事態の発生報告書

記

1. 被害生徒氏名、学年、性別

2. 原因

いじめ いじめが原因と疑われる

3. 欠席（不登校）への対応状況

4. 概要

5. 生徒、保護者から（いじめが原因と疑われる重大事態である旨の）訴えがある場合の内容

資料2. いじめ対応マニュアル

【学校の基本的な指導姿勢】

1. いじめられている生徒に対して
 - (1) 守り通すという毅然とした態度で接し、生徒に安心感を持たせる。
 - (2) 生徒の心の痛みを受け止めるカウンセリングマインドで対応する。
 - (3) 人に告げる、相談することの正当性を指導する。
2. いじめている生徒に対して
 - (1) いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導する。
 - (2) いじめは人間として恥じるべき行為であることを指導する。
3. 傍観者に対して
 - (1) いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導する。
 - (2) 見て見ぬふりをすることもいじめと同じであることを指導する。
 - (3) いじめられている生徒の心の痛みをわからせる指導をする。
 - (4) いじめ（疑わしいものを含）を見つけたら先生に知らせるよう指導する。

【いじめ防止への取組み】

1. 学校の教育活動全体を通して、生徒との信頼関係を培う。
2. 実践的な研修を実施することにより、教師の指導力向上に努める。
3. 学校・家庭・地域の連携を密にし、地域全体で子どものよりよい成長を願う体制づくりに、学校がリーダーシップを発揮する。
4. 開かれた学校運営を心がける。

【いじめ発見への手立て】

1. 日常の観察
 - ・物品の紛失、落書き、生活ノート、家庭学習ノート等のチェック
2. アンケート調査
 - ・定期的に実施（年5回） ※教育相談へのつなぎ
3. 教育相談
 - ・定期相談（アンケート後）
 - ・チャンス相談（本人、保護者の訴え、他の生徒からの情報、教職員の発見等）
4. 保健室からの情報
5. 部活動顧問からの情報

【いじめ発見後の手立て】

1. 事実関係の確認 迅速かつ正確な情報収集
2. いじめ被害の実態把握 裏付け
3. 保護者との連携 関係者全員での取り組み